

つちはし事務所通信

10
September
2023



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2023年10月1日

助成金拡充

賃上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する「業務改善助成金」を拡充

地域別最低賃金が大幅に引き上げられる模様ですが、このような流れのなかで、政府の支援策にも強化の動きがあり、「業務改善助成金」が8月31日から拡充されることになりました。

※「業務改善助成金」は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を引き上げ、設備投資等を行った中小企業・小規模事業者等に、その費用の一部を助成する制度です。

.....「業務改善助成金」 令和5年8月31日からの拡充のポイント（厚労省の資料より）.....

① 対象事業場の拡大

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
30円以内の事業場

例：地域別最低賃金が920円の
地域において

事業場内最低賃金が
955円（差額35円）
の工場

対象外

拡充後

対象事業場：
事業場内最低賃金と地域別
最低賃金の差額が
50円以内の事業場

（先ほどの例）
事業場内最低賃金が
955円の工場

対象に！

差額が50円以内に拡大され
たので、助成金が受けられる
ようになりました

② 賃金引き上げ後の申請

必要な手続き：
事前に以下2つの計画を提出
・ **賃金引き上げ計画**
・ **事業実施計画（設備投資
等の計画）**

事業実
施計画

賃上げ
計画

を提出し、計画の
審査を受けます。

（審査の上、交付決定を受けたら）
・ 計画に基づく賃上げの実施
・ 計画に基づく設備投資等の実施

拡充後



<対象>
事業場規模50人未満のみ

**2023年4月1日から12月31日
までに賃金引き上げを実施して
いれば、賃金引き上げ計画の提出
は不要となりました**

以下の書類の提出は必要です

・ **賃金引き上げ結果**
・ **事業実施計画（設備投資等の
計画）**

事業実
施計画

賃上げ
結果

③ 助成率区分の見直し

事業場内 最低賃金額	助成率
870円未満	9/10
870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
920円以上	3/4 (4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業
場の場合

拡充後

900円未満 9/10

900円以上
950円未満 4/5
(9/10)

950円以上 3/4
(4/5)

() 内は生産性要件を満たした事業
場の場合

賃金引き上げに当たっての注意点

・ 地域別最低賃金の発効に対応して
事業場内最低賃金を引き上げる場
合、**発効日の前日までに引き上げ
ていただく必要があります。**

（例）10月1日に新しい地域別最低賃金（900円→950円）が発効される場合

**発効日の前日（9月30日）まで
に事業場内最低賃金の引き上げ
（905円→950円）を完了**

対象！

**発効日の当日（10月1日）に
事業場内最低賃金の引き上げ
（905円→950円）を実施**

対象外



★地域別最低賃金の発効日の前日（徳島県の場合は9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げを完了していることが要件になります。詳細につきましては、気軽にお尋ねください。

